

第 1 1 回栃木県産業再生委員会議事録

日 時 平成 2 0 年 5 月 2 9 日 (木) 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 1 0

場 所 栃木県公館大会議室

出席者

< 委員 >

藤本委員長、亀田副委員長、須賀地域金融再生部会長、
新江委員、宇野委員、小川委員、金子委員、菊池委員、北村委員、木村(敬)委員、
久保委員、小高委員、佐藤(栄)委員、鈴木委員、高田委員、高橋(信)委員、
千葉委員、坪井委員、中尾委員、中川委員、前田委員、峰岸委員、三森委員、
吉羽委員

(欠席 1 0 名)

< オブザーバー >

粕谷オブザーバー、諸岡オブザーバー

< 県 >

福田知事、須藤副知事、麻生副知事、野口産業労働観光部長、船橋会計局長、
大森産業労働観光部次長兼産業政策課長、菅谷会計局次長兼管理課長、
齋藤経営支援課長、倉持会計課長、産業政策課山口総務主幹(司会)

会議内容

- (1) 足利銀行の受皿の選定結果等について
- (2) (株)足利ホールディングスの事業計画について
- (3) 県要望の反映状況について

【山口総務主幹(司会)】

定刻になりましたので、ただいまから第 1 1 回栃木県産業再生委員会を開会いたします。最初に、前回の委員会開催後に新たに委員となられた方をご紹介します。

(以下、北村委員、佐藤(栄)委員、坪井委員を紹介)

最初に福田知事からごあいさつ申し上げます。

【福田知事】

第 1 1 回栃木県産業再生委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方には、足利銀行の受皿問題をはじめ、県政各般にわたり深いご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、足利銀行の受皿は、去る 3 月 1 4 日、野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社、ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社を中心とする、いわゆる「野村グループ」に決定され、金融庁から公表されたところであります。

この「野村グループ」から先般公表された事業計画には、資産や組織・人材等を承継し、金融仲介機能の継続性や地域密着型金融の推進、地域活性化に資する方策等が明確に示されております。

事業計画は、平成 1 7 年 3 月に当委員会で答申いただきました「足利銀行の望ましい受皿のあり方」の内容に合致したものであり、答申がベースとなった県の 1 6 項目の要望を網羅しております。これも一重に、藤本委員長、須賀部会長をはじめ委員の皆様方のご尽力によるものであり、これまでの委員会の取り組みに対しまして改めて厚く御礼を申し上げます。

受皿決定以降の状況ですが、4月11日の株式売買契約の締結、5月16日の株式会社足利ホールディングスに対する銀行持株会社の認可、さらに5月20日には最終的な調整を加えた事業計画が公表されるなど、同行の特別危機管理の円滑な終了に向けて着実に所要の進められております。また、5月20日には、足利銀行の特別危機管理のもとで総仕上げとなる平成20年3月期決算が公表されましたが、同行の再生に向けた取り組みが着実に成果を上げた内容となっております。

話は前後しますが、3月14日金曜日の受皿決定後の翌々日の月曜日、私は県議会議長とともに上京いたしまして、歴代の関係閣僚を初め要望活動等でお世話になりました方々を訪問し、無事受皿が決定されたことへの御礼を申し上げて参りました。

思えば、金融庁では足利銀行破綻時の竹中大臣、伊藤大臣、与謝野大臣、山本大臣、そして現在の渡辺大臣と、実に5人の大臣がトップとしてこの問題を担当されたわけがあります。特に、受皿選定が開始された平成18年9月に、金融庁が地元意見のヒアリングの場を設定され、私は、金融の専門家であるワーキンググループの委員の皆さん、そして与謝野大臣をはじめとする金融庁幹部の皆さんに、栃木県の現状と足利銀行の問題に対する考え、受皿選定に対する16項目の要望を説明申し上げました。あれから1年半以上たって今般の受皿の選定がこのような形で迎えることができましたことは、まことに感無量の思いです。

さて、多くの皆様のご支援を賜り、7月1日から足利銀行が民間の銀行として新たなスタートを切るわけではありますが、これで完全に地域の中核的金融機関が復活したわけではありません。最終的に上場を果たし、他県の地域銀行同様の安定的な経営とそれを支える多くの株主を確保するまでには、まだまだ時間がかかるものと思われれます。

このため、県といたしましては、「足利銀行の自立した再生」が多くの県民の信頼を得て実現されるよう、受皿である「野村グループ」とは適時適切に意見交換を行っていかねばならない状況にあります。

既に私は4回にわたり、「野村グループ」の永松社長をはじめとする皆様にお会いし説明を伺っております。また、頭取に就任予定の藤沢さんにも株式売買契約締結日の4月11日にお会いすることができました。

特に「野村グループ」に対しては、県内では日本を代表する世界的な証券会社としての「野村」の信用力と実力を歓迎する声がある一方、地域銀行の受皿としての実力が未知数であることへの不安を伝え、地元に対して直接「野村グループ」の顔を見せ、理解を求めてほしいと強く要請をいたしました。このかいあって、先日5月20日には永松社長自ら地元で記者会見を開かれ、事業計画をはじめとする野村グループの足利銀行に対するかわり方等を示していただいたところです。私としては、受皿としての責任を県民の皆さんにしっかり表明していただけたものと感謝をしております。

さて、本日は、事務局から足利ホールディングスの事業計画とこれまでの要望についての反映状況等を中心にご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、今後、地元出資をはじめとする問題に、野村グループと県がより具体的な意見交換を行わなければならないことも想定されております。本日は中座をいたしますが、頂戴したご意見は改めて副知事から報告を受けることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、藤本委員長をはじめ委員の皆様には改めて深く感謝を申し上げまして、開催に当たりましての御礼の言葉といたします。

【山口総務主幹】

ここで、福田知事は所用のため退席をさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきますが、これからの進行につきましては藤本委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【藤本委員長】

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、大変貴重な時間を割いてお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本委員会は、昨年8月6日、国における足利銀行の受皿選定の第3段階に入る際に、県が行う要望の検討を行って以来の開催です。

ただいま知事のあいさつにもあったとおり、去る3月14日に受皿が決定・公表され、現在、7月1日の新銀行移行に向けて諸手続が進められております。

本日は、まず、事務局から一連の受皿の選定結果及び今後の足利銀行の経営指針となります(株)足利ホールディングスの事業計画について説明をいただきます。お手元にあります金融庁の選定経過及び契約書、野村グループの作成にかかる足利ホールディングスの計画書はかなりのボリュームですが、既に委員の皆様には公表時にお配りしておりますので、事務局からは改めて重点項目となるポイントを絞って説明をお願いします。続いて、契約書及び事業計画の中に県の基本的かつ包括的な16項目の要望がどう反映されているのかということについて、資料により説明をいただきます。その後、委員の皆さんの意見交換をお願いする予定でございます。

また、本日の会議の公開・非公開についてですが、これまでの委員会と同様に公開とすることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし。)

【藤本委員長】

本日の会議は公開といたします。

それでは、早速、次第に従って進めて参ります。

(1) 足利銀行の受皿の選定結果等について、(2) (株)足利ホールディングスの事業計画について、(3) 県要望の反映状況について、これらを一括して事務局から説明をお願いします。

【倉持会計課長】

それでは(1) 足利銀行の受皿の選定結果等についてご説明いたします。まず資料1をお開きください。本資料は、去る3月14日の受皿決定に際しての金融庁の公表資料であります。

1ページが概要でありまして、足利銀行の受皿としていわゆる野村グループが決定されました。受皿の選定に当たっては、これまでも明らかにされておりましたように、金融庁においては、「金融機関としての持続可能性」、「地域における金融仲介機能の発揮」、そして「公的負担の極小化」、この三つの基本的な審査基準にのっとりまして、3段階にわたり 厳正かつ公正な審査を行ったということでありまして、

2ページ以降にその受皿選定過程の概要がございます。金融庁におきましては、平成18年9月1日に足利銀行の受皿について具体的な検討を開始しました。その際、三つの基本的な審査基準とともに、選定作業の進め方、また、その選定過程において国へのアドバイスや地元の意見をヒアリングする場として、金融庁長官の懇談会である「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」を設置したことを公表しております。

その受皿選定作業の概要ではありますが、まず2ページ下段の第1段階におきましては、公募要領を示し、広く受皿候補の募集が行われたところでありまして、名称は明らかにされておりませんが、8グループの応募がありまして、書類審査によって7グループが第2段階に進んだとのことでありまして、

なお、この第1段階におきましては、公募開始前の平成18年9月19日に、金融庁において地元の意見を聴取する第1回目の知事ヒアリングが行われ、当時の与謝野金融担当大臣も出席された中で、県としての基本的かつ包括的な16項目の要望について、

福田知事から県内の情勢なども含めて詳細に説明しました。この16項目の要望に対する反映状況については後ほど説明いたします。

3ページになりますが、第2段階では、第1段階を通過した7グループの各候補から事業計画書の提出を受け、特に「金融機関としての持続可能性」「地域における金融仲介機能の発揮」の観点から具体的な12の評価項目を設定して審査が行われ、2グループに絞り込まれました。

なお、この審査前には第2回目の知事ヒアリングが行われております。

4ページになりますが、第3段階では、足利銀行のデューデリジェンスを行った上で譲受条件等の提出を求め、さらに、「金融機関としての持続可能性」「地域における金融仲介機能の発揮」の二つの観点に「公的負担の極小化」の観点も加味され、契約条件なども含め最終的な審査が行われたところであります。

その結果、受皿としての適格性や譲受条件において最も優れている野村グループが最終的に選定されたとのことでした。

なお、渡辺金融担当大臣から、公表当日、知事に対しまして連絡があった際にも、野村グループは地元の要望を基本的にすべて受け入れており、受皿として最も適格であると判断したというお話がありました。

下段の4、「特別危機管理の終了に向けて」とありますが、既に4月11日には株式売買契約が締結され、5月16日には足利銀行を子会社とする予定の株式会社足利ホールディングスに対する銀行法に基づく銀行持株会社の認可がおりるなど、所要の進められております。そして、本年7月1日を目途に、現在、預金保険機構が保有する足利銀行の全株式を譲り受け、特別危機管理が終了することになります。

また、金融庁としましては、受皿移行後においても、足利銀行が今後とも地域における金融仲介機能を十全に発揮するとともに健全な業務運営が行われるよう、事業計画の実施状況のフォローアップや適切な監督を行う旨が明記されております。

なお、7ページ以降には事業計画書の概要がございますが、本計画書につきましては、受皿選定過程では受皿候補者が足利銀行と接触することが禁じられておりましたことから、足利銀行との調整はされておられませんし、選定過程時点での概要になっております。よって、最新の事業計画については後ほど株式会社足利ホールディングスの事業計画で説明させていただきます。

次に資料 2 をご覧ください。

これは、去る4月11日に足利銀行の現在の株主である預金保険機構と、受皿に決定した野村グループが設立した足利銀行を子会社とする予定の(株)足利ホールディングス、そして野村グループ、足利銀行の4者間で株式売買契約書が締結されております。資料の1ページから6ページまでが契約書の骨子であり、7ページ以降が契約書の全文となっております。

ポイントのみ申し上げますと、1ページに契約の基本的性格がございます。前文において、栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮させていくことを目的とした足利銀行の株式売買契約であることが表明されております。

次に、本件株式売買・募集株式の発行であります。本年7月1日に、現在、預金保険機構が保有する足利銀行の株式を合計で1,200億円で持株会社が買い受け、同日付けで足利銀行は持株会社に対しまして募集株式を割り当て、1,600億円の資本注入を受けることとなります。

2ページには預金保険機構による資金援助の記載があります。不良債権等の資産の買い取りと金銭贈与であります。既に(株)足利ホールディングスと足利銀行の連名で預金保険機構に対しまして申し込みの手続きは済んでおります。

なお、預金保険機構による不良債権等の買い取りにつきましては、既にこれまで4回実行されております。今回の買い取りの内容等につきましては現時点では明らかにされておませんが、実質破綻先以下の小規模なものであらうと思われま。また、金銭贈

与につきましては、足利銀行の債務超過額が交付されることとなります。

次に、当事者の義務としまして事業計画の履行等や株式譲渡等の制限が盛り込まれております。これらの内容につきましては、地元としても最も危惧していた部分でありまして、県の要望事項でもありました。最低3年間は事業計画書の適切・確実な履行義務を負い、これらの履行状況の公表義務、パブリックプレッシャーもかけられるとともに、株式譲渡や上場においても記載のとおり金融庁の同意が必要になるなどの制限が盛り込まれております。

以下、記載のとおり、各当事者の表明保証や受皿である野村グループの連帯保証などが盛り込まれております。

なお、本契約において規定されております資金援助等に係る諸手続の期日につきましては、6ページに記載がございますが、今後は資産買取契約の締結や金銭贈与契約の締結が行われ、6月16日までに資産の買い取り、6月30日までに金銭贈与が、そして7月1日に株式売買が実行されることとなります。

以上が足利銀行の受皿の選定結果等についての概要であります。

引き続きまして、(株)足利ホールディングスの事業計画について説明いたします。資料3をご覧ください。

冒頭の知事あいさつにもありましたが、本資料は、去る5月20日に受皿の中核である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社の永松社長が地元で記者会見を行い、公表したものです。基本的な内容につきましては、3月14日の受皿決定時に公表された計画書の概要と大きな変更点はありませんが、計数計画について、足利銀行の平成20年3月期決算を踏まえ、最終的に調整がなされた内容となっております。

計画のポイントのみを説明いたしますと、まず1ページであります。株式会社足利ホールディングスの概要及び設立経緯等の記載がございます。株式会社足利ホールディングスにつきましては、受皿に決定された野村グループを株主として本年4月1日に足利銀行本店と同じ所在地に設立され、足利銀行を子会社とする銀行持株会社として既に銀行法に基づく認可もおりており、新銀行移行となる本年7月1日からその営業が開始されることになっております。

2ページは、受皿となる株主コンソーシアムの組成に関する基本方針です。野村グループとしては、独立不偏を維持し、地域への配慮と中長期のコミットメントを確保しながら、多彩なメンバー構成による機能支援・提供を行うという三つの基本的な考え方に基づき、3ページの図にあるようにコンソーシアムを構成すべく、賛同する株主メンバーを募るということであります。こうした株主コンソーシアムを組成し、そのステークホルダー全員でサポートしていくことが、本県を中心とした北関東エリアの中核的金融機関である足利銀行の中立的・安定的経営にとって重要であるとの認識に立った基本方針になっております。

これらコンソーシアムのメンバーの属性と出資形態につきましては3ページに記載されておりますが、受皿の中核である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社が議決権の比率で25～30%、ネクスト・キャピタル・パートナーズが組成します投資ファンドが20～25%の保有を想定してありまして、この2社が議決権比率の過半を保有し、株式公開まではコンソーシアムの中心として経営の安定性を確保していくということでもあります。

4ページは、中段に地元資本の受け入れについての記述があります。現状の想定では、本年度内に50億～100億円程度を上限に足利ホールディングスの増資を実行し、普通株式での保有が考えられております。しかしながら、現段階ではその具体的な方策等が決まっているわけではなく、今後、野村グループが中心となって、足利銀行はもとより、地元との協議を経て決定される予定になっております。

飛んで11ページをご覧ください。地元として一番関心のあった経営理念・経営方針であります。まず、足利銀行グループの目指すべき姿が記載されており、現在の経営陣に

よる足利銀行の経営を高く評価し、それを承継しつつ、地域産業連関のハブとしていわゆる地域産業振興支援の中核となる金融機関を目指し、地域密着型ビジネスモデルの堅持・発展と事業持続可能性の確保のこの二つの方針を重視した経営が行われるということが明記されております。

13ページには、役員構成及び選任に関する方針がございます。今後とも経営の透明性確保とスピード感ある意思決定の両立を図るため、委員会設置会社の形態が採用されるということです。

その役員候補者については14ページに記載のとおりです。新頭取には、商工中金理事を務めた経験もあるなど、中小企業金融の分野におきまして豊富な経験を有する藤沢智氏が就任予定であり、数名の方が新たに社外取締役としての就任が予定されております。また、現在の役員の方々は継続されることになっております。

説明は省略いたしますけれども、15ページ以降は経営管理体制の詳細が、また22ページ以降には、業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策及び財務の健全性及び収益性の維持・向上を図るための方策の詳細がそれぞれ記載されております。

飛んで36ページになりますが、ここには地域密着型金融の推進に関する方策が記載されております。まず、地域の特性と基本方針では、中段以降に記載がありますように、地域密着型金融を推進するために非常に重要である「事業再生・中小企業金融の円滑化」を行っていくために、図にあるとおり企業のさまざまなライフサイクルの段階でそのニーズに応じた適切なサービスの提供を行っていくということであり、その詳細な内容が37ページから39ページに記載されております。

40ページには地域の活性化に資する方策が記載されております。これまでの足利銀行が行ってきたボランティア活動等を通じた社会貢献活動を継続していくとともに、中心市街地の活性化にも積極的に関与していくこと等に言及されております。

42ページからは、地域において金融仲介機能を発揮するための体制整備についての記載があります。詳細な説明は省略しますが、足利銀行の本店所在地は引き続き宇都宮市から変更がないことや、店舗計画につきましても現在の足利銀行の方針が原則として承継されます。また、人事管理政策を見ますと、現在の足利銀行の行員については原則として全員継続雇用されますし、新規行員についても特に若手の採用を積極的に行うという考えが示されております。

45ページ以降が連結及び足利銀行単体の今後5年間の計数的な計画が記載されております。この計数計画が、受皿決定後、足利銀行と最終的な調整を加え修正されたものと伺っております。

以上が株式会社足利ホールディングスの事業計画の概要であります。

続いて、資料4により、県要望の反映状況について説明いたします。

県といたしましては、平成18年9月1日の金融庁における足利銀行の受皿の具体的な検討開始以降、本委員会でご意見等もいただきながら、2回にわたる金融庁の知事ヒアリングでの要望や選定過程の節目において3回にわたり国への要望活動を行ってきたところです。本資料は、それらの要望項目やその内容が国の受皿選定や受皿の事業計画等にどのように反映されたかを整理したものであります。

まず、1枚目のA3判についてですが、これは一覧できるように項目のみ整理してあります。一番左側が、平成18年9月19日の第1回目の知事ヒアリングにおいて本委員会の答申等をベースとして作成いたしました、県の基本的な、そして包括的な16項目の要望でございます。次が、第2回目の知事ヒアリングにおいて16項目をベースとした重点5項目の要望、そして次に最終段階での要望内容を記載してありまして、そして一番右側が、16項目の要望項目が事業計画や株式売買契約書の主にどの部分に反映されたのかを示したものでございます。

ページをめくっていただきますと、1ページからその項目ごとにどのような反映状況になっているのか整理してございます。

項目ごとに見ますと、1ページの公募条件についてと2ページの足利銀行のデューデリジェンスにつきましては、公募要領に関する要望でありました。主な反映状況について公募要領の抜粋を記載しておりますが、その要望の趣旨は十分に反映されたものとなっております。

3ページの株式譲渡による単独再生の選択であります。この要望に関しましては、説明するまでもなく株式譲渡方式が選択されましたし、今後とも現在の足利銀行の姿を変えることなく、金融機関としての持続可能性と質の高い経営管理を確保し再スタートできるということになっております。

4ページになりますが、地方銀行としての必要な外形基準であります。これに関しましても、本店所在地が変わることなく、店舗展開等につきましても現在の足利銀行の方針が承継されるということになっており、現在の行員も原則として継続雇用されるということが明記され、現在の足利銀行の外形的基準は何ら変わらないということになります。

5ページの地域密着型金融の機能強化の推進であります。これにつきましても、先ほど事業計画で触れましたように、経営理念・経営方針の中核となるものであり十分にその要望内容が反映されたものと考えております。

6ページが中小企業の育成であります。これは地域密着型金融の根幹をなすものであり、企業のさまざまなライフサイクルの段階でそれぞれのニーズに応じた適切なサービスを提供していくということが明記されております。

7ページのITを活用した新ビジネスモデルの構築であります。この要望趣旨についても、今後のビジネスモデルとして顧客のニーズの多様化と高度化に対応すべく、チャネル政策との観点においてもサービス提供にチャレンジしていくことが明記されておりますし、システム投資に関する方針としての明記もあります。

8ページの地域貢献の確保であります。先ほどの事業計画の中で触れましたが、地域の活性化に資する方策として、長期的な地域の活性化に貢献していくことや具体的に中心市街地の活性化にも積極的に関与していくことが明記されております。

9ページは指定金融機関と他の金融機関との協調であります。今後、足利銀行は地域産業連関のハブとしての機能提供を目指すということになりますことから、当然に、地方公共団体の公務金融はもとより、行政や公的機関とも連携した対応が図られるものと考えております。また、現経営陣の経営が承継されるということが基本にありますことから、公務金融に関しましてもこれまで同様に配慮されるものと考えております。

10ページの適正ガバナンスの確保であります。この要望に関しましても、持株会社及び足利銀行において、コーポレート・ガバナンスの強化の観点から委員会設置会社の形態を採用することになっております。

11ページは、新銀行の機関銀行化の防止であります。株主構成の基本方針としまして独立不偏を維持するということが明記されておりましたし、特定企業・メンバーによる過大な影響を排除した系列色のないコンソーシアム構成を基本としておりますし、株主、その関係者及び役員との取引の適正を確保するための方策も明記されております。

12ページの金融庁検査、日銀考査等の検査の実施であります。受皿決定に際し、金融庁においては、事業計画の実施状況のフォローアップや銀行持株会社及び足利銀行に対する適切な監督を行う旨の公表がございました。また、当然に銀行法に基づく検査等が適正に行われますし、株式売買契約に基づく事業計画の履行状況の公表義務によりましてパブリックプレッシャーもあります。

13ページは預金保険機構による株式保有の可能性であります。この要望に関しましては、結果的には預金保険機構が保有する足利銀行のすべての株式が譲渡されることになりましたが、金融庁の選定過程の中でその保有の可能性も検討されたものと考えておりますし、要望の前提になりますのは国の新銀行に対するガバナンスでありまして、この要望項目以外の面で十分に確保されたものと考えております。

14ページの新銀行の株式上場前の第三者への譲渡等の防止であります。この要望については、事業計画の資本政策において、株式公開までは原則としてコンソーシアムメンバーによる普通株式の保有が継続される予定であることが明記されております。株式売買契約書においても記載のとおり、その譲渡等に制限がかけられております。

15ページは地元資本の参入であります。これにつきましては、先ほど事業計画でも説明しましたように地元の出資枠は確保されております。

最後に、16ページの地域金融安定化のための地域の関与についてであります。この要望につきましては、健全かつ透明性の高い経営を行っていくためにも、地域や外部からの意見や助言を得られるよう、外部の有識者や地域関係者を構成員とする業務アドバイザーコミッティを代表執行役の諮問機関として設置するということでもあります。また、ここに記載していませんが、役員候補者を見ますと地元関係者の方が社外取締役として引き続き就任予定となっております。

以上がこれまでの県要望に対する事業計画等における主な反映状況でありまして、冒頭の知事あいさつで触れられましたが、県といたしましては、これまでの地元要望を十分に考慮いただけた選定結果であり、これらの内容や趣旨が十分に反映された事業計画であると受けとめております。

以上で説明を終わります。

【藤本委員長】

須藤副知事、お願いします。

【須藤副知事】

ただいま内容について説明をさせていただきましたが、地元出資に関しまして追加してご説明をさせていただきたいと思っております。

知事のあいさつにもありましたとおり、既に受皿であります野村グループとは何回か会って話を聞いておりますが、地元出資の問題につきましては、今後、野村グループと県との勉強会という実務的な形で説明を受けるということになっております。

現在、野村グループ側におきまして、関係する各部署から専門の職員を集めまして、地元出資をどのような形で行うのか、基本的な考え方を整理しているという状況でございます。

このため、今後、野村グループの説明を受ける過程あるいは具体的な提案があった場合に、専門的なお立場からのご意見を当委員会から頂戴することも考えられますので、その際にはよろしくお願いをいたします。

【藤本委員長】

ただいま、倉持課長からの資料の説明と、須藤副知事からの発言がありました。

これから次第4の意見交換に入りたいと思っております。ご意見、ご質疑等ありましたら何なりとお願いいたします。佐藤委員。

【佐藤（栄）委員】

私も議会では特別委員会に属して、足利銀行問題の議論をさせていただいております。その間、後半になっていろいろな議論を集中的に行ったのがガバナンスと地元の出資の問題です。私も以前から注意をしていたのですが、ただいまの須藤副知事の話の聞くと公的出資のことも念頭にあるのかなと考えたり、それは遮障して仲介的なことを県が行おうとしているのかなと思ったり、いろんな考え方が出てくるのですけれども、私は基本的にはやはり産業界、経済界の皆さんとの接点が一番重要なのではないかなと思ってます。須藤副知事が補足説明をした地元出資について、もう少し具体的にお話を聞かせていただきたい。

【須藤副知事】

あえて申し上げましたのは、地元出資というのはこちらから要望したという経緯がありまして、野村側では一応50～100億円の範囲内で年度内に決めていくというようなことを事業計画に記載してありますが、実際には、未公開株式ということがあって、どういう形で実施していくのか我々にもわからないところがあります。また、野村側としては、事業計画書の中に県なり地元自治体なり地元産業界の意見を聞きながら地元出資のあり方について検討していきたいという記載があります。その一環として県が野村側との勉強会に参加をするということでありまして、県として積極的に出資に対して旗振り役をするとか、そういうことではないのです。

【佐藤（栄）委員】

その意味はわかりませんが、そういう形になると情報の発信というのは野村側が行うことになるのですか、県がこういった委員会の席でお話しされることになるのですか。

【須藤副知事】

まだ具体的にどういう形になるのかが全く見えないものですから、今の段階でどういう形になるかわかりませんが、あくまでも受皿は野村グループです。野村グループが事業計画書の中で地元出資50～100億円で受け入れるということを書いてありますので、当然、野村グループが主体となるべきものと私ども今は考えております。

【藤本委員長】

よろしいですか。

【佐藤（栄）委員】

はい、結構です。

【藤本委員長】

他にいかがでしょうか。

今まで資料の説明を通して今までの経過を一通り報告いただいたということで、皆さん特にご意見はないようですので、先ほど副知事から、地元出資に関しまして、野村グループとの協議の過程で必要に応じて本委員会の意見等を伺いたいというお話もございました。この場合、専門的な内容になりますことから、私といたしましては、まず地域金融再生部会での議論をお願いしたいと思っております。この点も含めまして地域金融再生部会の須賀部会長の方から何かご意見がありますか。

【須賀地域金融再生部会長】

少しお時間いただいて御礼と所見を申し上げます。

これまでの金融庁に対する地元の要望につきまして、その趣旨がこの事業計画に全て盛り込まれておりまして、県のご当局を初め関係各位の皆様方のご尽力には深く感謝申し上げます。また、地域金融再生部会でご指導いただきました委員の先生方に対しましても厚く御礼を申し上げます。

現在、景気や金融再編成の動向には先行き不透明感が強いものがあります。このため、この事業計画がこのとおり遂行できるかということについては必ずしも楽観は許されないところですが、一方、足利銀行には、債務超過分を補填するために2,500億ほどの公的資金が供与されることになっており、そのために県民の預金が保全されるということに鑑みても、今後、県民として足利銀行の再生に協力していくという義務があると思っております。

事業計画の説明を伺いますと、野村グループは早ければ2年後を目処として上場または譲渡に向けて足銀の企業価値の増大に取り組むこととなりますが、現時点では、足銀の資本政策、資本市場への出口というのは見えておりません。けれども、将来、他の金融機関とのアライアンスあるいは合従連衡というものが当然予想されます。また一方、銀行・証券の垣根が世界的に低くなっておりますので、野村グループが新しい銀行経営を足銀を足場に取り組むということも予想されるわけです。

こうしたことから、地域としては、足利銀行が独立して中立な安定的な地域中核の金融機関としての機能を引き続き発揮できるように、地域として見守っていく必要があると思います。このため、地域からの非常勤取締役の派遣、あるいは安定株主としての資本参画というものは当面不可欠であります。

ただ、須藤副知事が話されたように、地元の出資のあり方については技術的な課題もありますので、今後県においては、野村グループの窓口として地元経済界などとの協議を進めていただけるようお願いをしたいと思います。

私個人としては、できれば地域が一体となってこの事業計画に記載のあります経営連絡会への参画が最も望ましいのではないかと思います。

7月以降は足利銀行は民間金融機関となりますので、こうした場で足利銀行のあり方を広く議論するという事は今回が最後になります。このため、県においては今後とも金融庁に対して、この事業計画がしっかり遂行できるよう特別な関心を持って監督をしていただくよう、ぜひ金融庁に対してお願いをしていただきたいと思います。

以上です。

【藤本委員長】

ありがとうございます。

ただいまの須賀部会長からの発言について、ご意見あるいはご質疑等ございますでしょうか。峰岸委員。

【峰岸委員】

県の監督というのは具体的にどういったことを期待するのですか。

【須賀地域金融再生部会長】

県としては、足利銀行が事業計画を遂行するに当たっての直接の管理監督権限はないわけです。このため、金融庁が足利銀行に対して特別な関心を持って管理監督していただくよう、県から金融庁に対して引き続きお願いをしていただきたいと思います、そういう趣旨です。

【藤本委員長】

よろしいでしょうか。

【峰岸委員】

はい。

【藤本委員長】

ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にご意見等ないようでございますので意見交換については終了をいたします。

議題5その他でございますけれども、何かございますでしょうか。三森委員どうぞ。

【三森委員】

本日は総括的な説明の中で、地元出資枠などいろいろお話がありました。平成15年11月の一時国有化という事態から大変な混乱があって今日に至っているということです。一時国有化になったときに、地元の出資者、県も含めて株主がたくさんいた。その方たちの株式はまさに毀損してしまいました。今後、出資と優先株主等の連動はあり得ないということは私も理屈ではわかりますが、産業界が足利銀行を支援してきたにもかかわらず、一時国有化されて、株式は全て毀損してしまいました。仮にそれが今流動資産としてあったら、特に建設業界は非常に資金繰りの厳しい中でどれだけ助かったかという思いを経営者はたくさん持っていると思うのです。

ですから、それについて全く一言も触れられないで総括されたことについては、私はちょっと不満があります。そこはやはり受皿の野村グループにも、そういった地元産業界の極めて甚大な犠牲のもとに今回の受皿に至ったということについて、ぜひ記憶に留めておいていただくということは私は大事なことだと思うのです。全く忘れ去った過去の事実として終わりにしてしまうのかということに対し、私は非常に一抹の不安を感じましたので、その点については、今後野村グループと折衝するに当たっても、過去においてそういった事態があったということを経験に留めていただきたいということ、ぜひ県として言っていただきたいという要望です。

【藤本委員長】

ご意見として承っておくということによろしいでしょうか。

【三森委員】

はい。

【藤本委員長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、久保委員。

【久保委員】

金融機関が破綻をした理由というのは、やはり不良債権によるケースが多いのですね。今まで傾向的に見ると、パブルのときもそうなのですが、地方で集めた金を東京に持って行って、そこで、審査能力がなく実態がわからないにもかかわらず、安易に収益目標達成型で金を貸し込んだと。それが企業実態がわからなくて不良債権になってしまったというケースが、この10年20年のスパンの中で見ていると大体経営が悪化して破綻しているわけです。

今回、足利銀行が野村グループでちゃんとした受皿ができたということになりますが、民間金融機関になるとひとり歩きをするのですね。これから我々がやらなければいけないのは、これはお願いベースなりあるいは話し合いベースの世界になりますけれども、栃木県内で集めた資金を他へ持って行って、かなりの部分を安易に運用すると、そこに落とし穴があると。これは融資だったり、あるいは投資だったり、あるいは証券運用だったり。ここの比率のところを今後継続的にウオッチしていくということが必要なのではないかと思います。県内で集めた資金を県内で融資として運用する場合は、これは地域もわかっているから不良債権は余り発生しません。県外のわからないところへ行ってその資金を運用したときに、これが毀損するケースが多いのですね。だから何らかの形で、これからいろいろなミーティングやヒアリングをしていく段階で、このところに着目して少しウオッチしていった方がいいと思うのです。

これはどうしてかということ、今回資本が県内ではなくて外から入ってきて、栃木県の中に千何百億の資金が銀行を通して運用されるというのはいいことだと思います。ところが、預金が1兆円も2兆円も集まっていたものが外へ出て行ったときに、これは本当

の地域金融に根差しているかというところが問題なのです。だから、資源配分のところを少し意識をして、県もいろいろなミーティングの中で、拘束力はないものの言い込んでいくということが必要だと思えます。

以上です。

【藤本委員長】

ありがとうございます。県あるいは部会長の方から何かございますか。特にございませんか。大変貴重な意見をありがとうございます。それでは、特にないようでございますので、最後になりますが、須藤副知事の方からあいさつをお願いいたします。

【須藤副知事】

本日は、ご多忙中にもかかわらず、また足元の悪い中お集まりをいただきまして、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては、県議会の足利銀行問題等地域活性化対策特別委員会や県緊急経済活性化県民会議等にご報告させていただきまして、今後の野村グループとの意見交換会におきまして専門的な立場からのご意見としてお示しをさせていただきたいと考えております

ただいま幾つかご指摘がありましたとおり、この事業計画自体は、非常に立派にできておりますが、実際にこのとおり運営されるかどうかというのがこれからの問題になるわけです。

足利銀行は、法人格は破綻時と変わっておりません。その点については私どもも、過去にはこういうことで毀損されたんだよと、法人格は変わってないでしょうということは再三にわたり足利銀行等にも申し上げているところです、今後ともそういったことを忘れずに要所所で意見を述べたいと思っております。そういう意味では、受皿銀行自体が地域密着型金融ということで栃木県を中心とした地域における金融の円滑化ということを最大の目標としておりますので、当然県なりとの関わりというのも従来以上に出てくると思えますので、意見を申し上げる場というのはこれからますます増えていくものと思っております。

足利銀行につきましては、一時国有化後、4年7カ月の歳月を経まして7月1日に再スタートすることになりますが、先ほども申し上げましたとおり、まだ地元資本の受け入れにつきまして具体的な方策が決まっておりません。この問題につきましては、野村グループの考え方が示された時期等も踏まえまして皆様方のご意見をお伺いする機会があるかと思えますので、引き続きのご支援、ご協力をお願いを申し上げますお礼のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【藤本委員長】

どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事を終了いたします。

(委員会終了)